

じゅうてんかだい  
**7つの重点課題**

1. だれもが暮らしやすい「まちづくり」をめざして  
(ユニバーサルデザインのまちづくり)
2. しょうがいしゃじりつしえんほう たいおう  
障害者自立支援法への対応について
3. しゅうろうしえん こよう  
就労支援と雇用について
4. きょういく  
教育について
5. ぼうさい  
防災について
6. す  
住まいについて
7. ていげん じっこう せいど しゅうちとう  
提言の実行とサポーター制度の周知等について

# 1. だれもが暮らしやすい「まちづくり」をめざして (ユニバーサルデザインのまちづくり)

## ○提言

・過去の提言に関して札幌市の取り組み状況があるが、より一層安心して暮らせるまちを目指して以下を提案する。

・ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアのない計画的なまちづくりを推進する必要がある。

・障がい者も高齢者も、だれもが安心して暮らせる札幌を目指す。

・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めると共に心を伝えるために広く市民に呼びかけて具体的なまちづくりをしていくための議論を行うとともに併せて啓蒙を行ってほしい。

## ○事例から学ぶ

・はじめから市民が議論に加わり作ったもの

市内公園のバリアフリー化に関する議論(市民、市担当者、公園設計業者などによる)から派生して新たな公園を作った。

↓

南区 藤野むくどり公園 = 障がいのある子もない子も一緒に遊べる。

公園や遊具のデザインも市民に好評。

・既設のものを活用

障がい者団体などからの要望で東豊線開通に伴い地下鉄エレベーターを一般開放した。



しょうがいしゃせんよう かんが かた しみんきょうゆう ざいさん かんが かた か つか かた  
障害者専用という考え方から市民共有の財産という考え方に変わったが、使い方のモ  
ラルが未成熟。(譲り合いの不足など)

きせつ へんこう  
・既設のものから変更

しな い あんないひょうじ ちてきしょう しゃ かんこう おとず がいこくじん わ  
市内の案内表示については知的障がい者や観光などで訪れる外国人にも分かりにく  
い。

おんせい あんない ちょうかくしょう しゃ わ  
また、音声による案内のみでは、聴覚障がい者にとって分かりにくい。

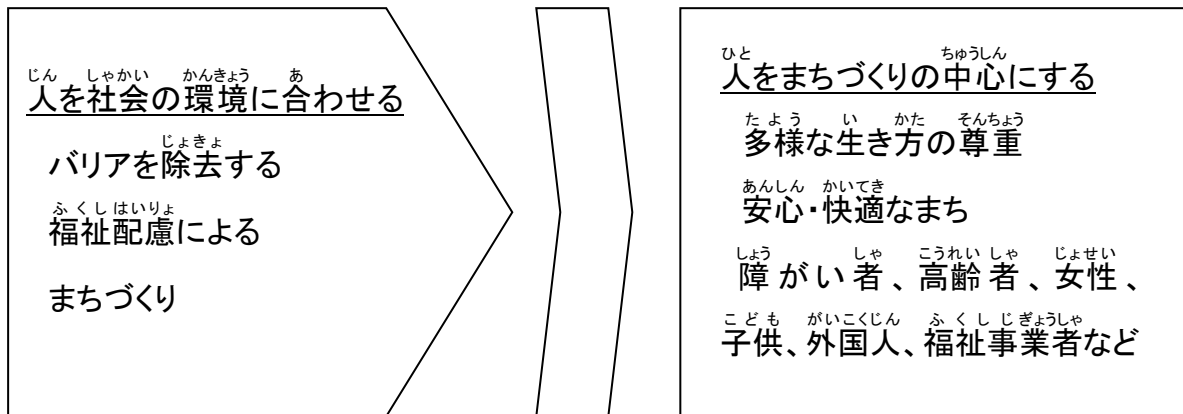
しかくしょう しゃ しゅじゅ あんないばん いろ く あ ないよう わ  
視覚障がい者にとって、種々の案内板は、色の組み合わせによっては内容が分かりにく  
く、既存の建物のデザインや色によっては空間把握しにくく、移動しにくい。



しょう どうじしゃ がいこくじん してん い かいしゅう  
障がい当事者や外国人などの視点を入れて改修すべき。

た よ ようぼう だんさ ていしゅうへん かいしゅうこうじ てんじ  
その他、サポーターに寄せられた要望で、段差ができたバス停周辺の改修工事や点字タ  
イルの敷設、市役所本庁舎に多目的トイレ設置が行われた例がある。

◆ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりとは



◎一人ひとりが大切にされる社会

◎だれもが、安心して暮らしかつ続けることのできる社会

◎だれもが、自由に移動でき、積極的に社会参画のできる社会

◆ユニバーサルデザインとは

障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの

人が利用可能なように利用者本位の考え方に立ったデザイン。

提唱者はノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイスである。

自身も身体に障がいをもつメイスは1980年代、それまでのバリアフリーの概念に代わって、

「できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」をユニ

バーサルデザインとして定義した。

◆ユニバーサルデザインとバリアフリー

ともにすべての人の平等な社会参加を目指すものであるが、ユニバーサルデザインは、

「できるだけ多くの人にとってより快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリア

(障壁)を生み出さないようにするもの」であり、バリアの存在を前提として、その除去を行う

バリアフリーを包含し、発展させた考え方である。

## 2. 障害者自立支援法への対応について

### 〇提言

・サポーター懇談会や意見交換会に限らず、札幌市に寄せられる様々な障がい者の声

に真摯に対応し、札幌市の政策に反映させてほしい。

・ニーズに即したサービス量の確保が重要(サービス量の上限問題)。

24時間介助の拡充を含め、障がい者の地域生活の支援など障がい者を取り巻く

諸課題について、真剣に議論を進めてほしい。

・サービス格差の是正と利用抑制にならないように支援が必要である。

・障がい者の生活を取り巻く様々な部分での支援の必要性がある。

・制度やサービス内容の変更等の情報は分かりやすく、早めに市民に提供する。

・相談支援体制の充実。

・移動支援事業など札幌市が行う地域生活支援事業の充実。

・今後増加してくる空き教室の有効活用(地域活動支援センターなど)

・現状を踏まえての障害者自立支援法の課題などを国へ要望をしてほしい。

・ケア付き住宅(札幌市西区)のあり方について、現在の入居者に影響が出ないように、

また先駆的な役割も踏まえて、今後のあり方について早急な議論をしてほしい。

### 〇具体的には

費用負担についての軽減策の実施。

その他、内容は非常に多岐にわたるために個別意見参照。

## ○事例から学ぶ

### ・施設から地域への移行支援について

施設から出て札幌に暮らし始めた人に対して時間を置いてからサービス提供をするのではなく、実態に即して速やかにサービスを提供する。

### ・第1期札幌市障がい福祉計画(平成18年度～平成20年度)理念から

#### ○基本理念

1. 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
2. 三障がいの一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

#### ○サービスの基本的な考え方

1. どこでも必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する障がい者に日中活動サービスを保障
3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

### 3. 就労支援と雇用について

#### 〇提言

・障害者自立支援法では「就労」も大きな目標となっているが、福祉的な就労からの脱皮をめざし所得保障につなげるように札幌市としても取り組みを行ってほしい。

・就職活動への支援。

→ IT技術やヘルパーなど就労に役立つ技術の講習などへの支援。

・障がい者に合った就労形態の提案を札幌市として行ってほしい。

→ ワークシェア(仕事を分け合い個人の負担を減らす)、パートタイム(短時間就労)などについても障がい者に向いている就労形態である。

・札幌市として、今後は身体障がい者に限らず、他の障がいについても積極的雇用を行ってほしい。併せて職場での介助者についても導入検討を行ってほしい。

→ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構で介助者に対する支援が行われているが、札幌市としても制度の活用を進めるために積極的なPRを行ってほしい。

・札幌市として障がい者の就労体験を促進するために障がい者雇用インターシップ

(就労短期体験)制度の提案を行ってほしい。

・札幌市では、障がい者多数雇用企業を指定し、入札条件の緩和を通じて障がい者

雇用継続と雇用増につなげることを行っているが、指定管理者制度の応募条件に障がい者雇用を条件に入れていただきたい。

・札幌市として障がい者の就労支援を行っているNPOなどへの支援を行ってほしい。

・就労をしたいと思う、また就労している障がい者の悩みなどの相談体制の充実。

## ○事例に学ぶ

札幌市内では民間の団体が、知的障害者の就労支援として雇用インターシップ(就労

短期体験)事業を行っており、企業側にとっても障がい者の理解につながり、就労する

障がい者側にも仕事の体験ができるので好評である。

## ○具体的には

・障がい者就労のあり方を検討する議論を行う。

障がい当事者団体はもとより、北海道中小企業家同友会など経済団体にも協力を呼

びかけて、「元気はっけん事業」などにもつなげる。

・札幌市元気はっけん(派遣)事業(平成20年度～平成23年度まで)から

### ○概要

十分に働く能力がありながら、就労する場所がないため施設などを利用している

方々や一般就労からの離職者、養護学校卒業生などについて、人材派遣会社に

登録し、企業などに派遣することにより、障がい者の就労を推進する試行的事業

事業は、当面3年間で、事業費は3500万円。



## 4. 教育について

### 〇提言

・障がいがあっても住み慣れた地域の学校へ就学ができるようにする。

・学校については、障害の種別、当事者の意見によって様々なニーズがある。家族

(保護者)の意見を尊重することと、受け入れる学校へ、設備の改善、教職員や生徒への啓蒙や教育が必要である。

・障がい者への差別や偏見をなくすためには教育は重要である。特に義務教育の中での取り組みが重要であると考え。

・障がい者への理解を進めるために「障がい者出前講師の新設」(仮称)を提案。

→ ボランティア登録などで実績のある各区社会福祉協議会に講師の登録を行い、学校へ派遣する。

→ 障がい者講師にはボランティアではなく仕事で関わってもらう。

・ともに生きる社会を実現するためにも福祉教育や総合的な学習での教育は必要である。

→ 教育委員会を通じて各学校や区社会福祉協議会や各種団体等を通じて内容の充実に向けて検討する。

→ 福祉教育 = 互いを尊重し、思いやりをもって助け合う心を育てる。

福祉と教育の連携。

## 5. 防災について

### 〇提言

#### 〇災害が起こったときの備えとして

・市内に暮らしている障がい者を想定した避難訓練(介助方法も含む)の実施。

・障がい者世帯の事前把握、日頃のコミュニケーションなど。

・避難訓練で明らかになったハード的な問題点を区や市にかえして、住みやすいまちづくりに活かす。日頃のコミュニケーションによるソフト面での協力関係。



避難場所のハード整備とそれを担う市民のソフト面の拡充

#### 〇避難生活のために

・自力の移動が困難な方や、コミュニケーションの困難な方のために、避難所に指定した施設にはあらかじめバリアフリー設備を設けておくこと。

・長期的に避難生活を送らざるを得ない場合は、あらかじめ障がい者専用の避難所を

何か所か設定しておき、災害直後は近所の避難所に逃れ、落ち着いた後に、専用の

避難所に移る。被災のショックに加え、同じ障がい者がいないことによる精神的な不安

を除くことと、支援がしやすいことを考えての措置を講ずる。

・ライフラインが寸断されたときに生じる不便さで、障がい者固有の問題については、あ

らかじめ対策を考慮しておくこと。例えば、障がい者用避難スペース、避難所において、

車いすの方のためのトイレの対応(水がない場合)や、視聴覚障がい者への情報提供

などを行う。

## 6. 住まいについて

### 〇提言

しょう しゃ しゃかいさん か しゅうろう おこな うえ じゅうきよ もんだい じゅうよう  
・障がい者が社会参加や就労などを行う上で、住居の問題は重要である。

しえいじゅうたく じゅうじつ ふまん おお ちゅう らくせんしゃ ゆうぐうほうほう けんとう のぞ  
・市営住宅の充実と不満が多い抽せん落選者への優遇方法について検討が望まれる。

しん きしえいじゅうたく きそんじゅうたく かいしゅうかのう じゅうたく  
新規市営住宅についてはもちろんのこと、既存住宅でも改修可能な住宅についてニ

おう かいしゅう おこな  
ズに応じてバリアフリー改修を行う。

せいしんしょう しゃ たいいんしえんしせつ びょういんしきちがい せっち はたら  
・精神障がい者の退院支援施設については、病院敷地外へ設置するように働きかけ  
る。

しょう しゃ みんかんじゅうたく か さい こうてき ほしょうせいど そうせつ  
・障がい者が民間住宅、アパートを借りる際の公的な保証制度の創設。

とく ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ みんかんじゅうたく か さい ほしょう  
特に知的障がい者、精神障がい者が民間住宅を借りる際に保証する。

みんかんじゅうたく か ふどうさんぎょうしゃ だんたい れんけい はか  
民間住宅、アパートが借りやすくするために不動産業者(団体)などとの連携を図る。

きょうどうじゅうたく かくじゅう はか  
・グループホーム(共同住宅)の拡充を図る。

## 7. 提言の実行とサポーター制度の周知等について

### ○提言

・提言書と進捗内容(回答)をHPに掲載して市民への情報提供が必要。

・提言書は市長に提出後に議会の各会派、市記者クラブにも配布してほしい。

・提言書に対する進捗状況について、各部局との懇談会を開き、取り組みを聞くとともに、

提言についての補足を行う。

→補足があれば、随時HPに掲載する。

・市窓口でのサポーター制度に関する情報提供を充実してほしい。

・マスコミへのサポーター関連の情報提供を行ってほしい。

・市長とサポーターとの意見交換の場についても充実してほしい。

・過去の提言で課題となっている部分についての進捗について情報提供が必要。